阿智村介護扶助金等交付事業について

阿智村では介護保険サービスの利用により家庭介護の負担軽減を図ることを目的に、介護扶助金制度があります。

**Ⅰ　介護サービス利用料に対する扶助**

**（１）対象者**

①本人収入額（※）が年額９６万円未満の方で、「介護扶助金対象確認申請書」を提出した方

②介護保険の在宅サービス（認知症対応型共同生活介護、１ヶ月に１５日以上の短期入所者は除く）を利用した方で、自己負担分の支払をした方

**（２）扶助割合**

・本人収入額（※）をもとに下表の割合で１割の利用料に対し扶助します。

|  |  |
| --- | --- |
| 本人収入額＜年額＞（※） | 扶助割合 |
| 48万円未満 | 保険適用自己負担額の8割 |
| 48万円以上66万円未満 | 保険適用自己負担額の5割 |
| 66万円以上96万円未満 | 保険適用自己負担額の2割 |
| 96万円以上 | 事業対象外 |

※本人収入額＜年額＞＝本人の年金・恩給等の年額（障害者・遺族年金、特別弔慰金を含む）＋本人収入（農業収入等）＋扶養されている場合は１９万円

**（３）利用方法**

①「介護扶助金対象確認申請書」を年１回提出して下さい。（役場で本人収入額を確認して扶助割合を決定します。）

②「介護扶助金交付請求書」を「領収書」と一緒に提出して下さい。領収日から６ヶ月以内に申請をお願いします。

**Ⅱ　おむつの購入に要する経費への扶助**

**（１）対象者**

Ⅰの本人収入額が年額４８万円未満の方。（家族介護支援事業対象者を除く）

**（２）扶助額**

１ヶ月に要した購入費の１／２とし、１ヶ月に５,０００円を限度とします。

**（３）利用方法**

「介護扶助金交付請求書」を「領収書」と一緒に提出して下さい。

**Ⅲ　家族介護支援事業（介護用品支給）**

介護用品とは、紙おむつ・尿取りパット・清拭剤・使い捨て手袋です。

**（１）対象者**

介護度４、５の認定を受けている方を在宅で介護している家族で、住民税非課税世帯の方。

**（２）扶助額**

一人年間７５,０００円を限度とします。

**（３）利用方法**

「家族介護支援対策事業家族介護用品支給申請書」を「領収書」と一緒に提出して下さい。